

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者（第6条において単に「中小企業者」という。）の資金調達を支援することを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、中小企業者の資金の借入に係る保証料であって知事が別に定めるものの減額に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てる場合に限り、その全部又

は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者の資金調達を支援することを目的として、沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表に次のように加える。

7号棟事業用専用区画	1月につき	7,736,690円
------------	-------	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄 I T 津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

琉球歴史文化の日条例

沖縄の先人たちは、長い歴史の中で、祖先への敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを育むとともに、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化を受け入れ、組踊を始めとする芸能や漆器などの工芸、琉球料理や泡盛などの食文化、空手や染物など、多岐にわたり洗練された独自の多様な伝統文化を創り上げてきた。そして、これらの文化を支えに、幾多の世変わりの中にあっても、その都度困難を克服してきた。

令和元年の首里城焼失は、県民のみならず国内外のウチナーンチュに、先人たちが歩んできた歴史と築き上げてきた文化が心のよりどころとして深く根付いていることを改めて気付かせることとなった。

こうした認識のもと、琉球歴史文化の日を定め、先人たちが創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、琉球歴史文化の日を設けること等を定め、県民が、沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進することにより、沖縄の文化の継承と発展を図り、もって心豊かな県民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(琉球歴史文化の日)

第2条 琉球歴史文化の日は、11月1日とする。

(事業)

第3条 県は、琉球歴史文化の日の啓発に努めるとともに、琉球歴史文化の日を中心として、その趣旨にふさわしい事業（次条において「琉球歴史文化の日事業」という。）を行うものとする。

(市町村等への協力要請等)

第4条 県は、市町村及び関係団体に対し、琉球歴史文化の日を中心として、琉球歴史文化の日事業が行われるよう協力を求めるとともに、県民をはじめ、国内外に居住する本県にゆかりのある者などに対し、県、市町村その他の団体等が実施する記念事業に関す

る情報の提供に努めるものとする。

(使用料等の特例)

第5条 規則で定める公の施設を使用し、又は利用する者は、琉球歴史文化の日において、当該公の施設の使用料又は利用に係る料金に関する条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料又は利用に係る料金を納めることを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進することにより、沖縄の文化の継承と発展を図るため、琉球歴史文化の日等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に備えての競技技術の向上を図るため県内に来訪する選手等を受け入れることに伴い、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための取組を強化することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

東京オリンピック競技大会等に備えての競技技術の向上を図るため県内に来訪する選手等を受け入れることに伴い、新型コロナウイルス感染症の発生の予防等を図るための取組を強化することを目的として、沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第二種中高層住居専用地域」の次に「、景観地区」を加え、同条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第75条第1項の規定に基づく条例で良好な景観を保全するため建築物又は工作物について必要な規制がされているもの

第6条第1項第1号中「第4条第5号」を「第4条第6号」に改め、同項第2号中「第4条第6号」を「第4条第7号」に改め、同項第3号中「第4条第8号」を「第4条第9号」に改め、同項第4号中「第4条第9号」を「第4条第10号」に改める。

第7条中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 規則で定める公益上必要な施設又は物件（以下この項において「公益施設等」という。）を設置し、又は管理する者が、公益施設等に表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより受ける広告料を、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置した公益施設等の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

9 法人その他の団体が表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより受ける広告料を、当該団体が行う地域住民の生活の向上又は地域経済の活性化を図るための取組として規則で定めるものの実施に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条（第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号（郵便ポスト及び電話ボックスに限る。）を除く。）の規定は、適用しない。

第10条第1項及び第11条第1項中「第7項」を「第9項」に改める。

第14条中「補修」を「点検、補修」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(点検)

第14条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、定期的に、次の各号のいずれかに該当する者にその表示し、若しくは管理する広告物又はその設置し、若しくは管理する掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 法第10条第2項第3号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許（広告美術科に係るものに限る。）を受けた者又は同法第44条第1項に規定する技能検定（広告美術仕上げに係るものに限る。）に合格した者
- (4) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、前3号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの

2 第10条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

第26条第2項を次のように改める。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、第14条の2第1項第1号から第3号までに掲げる者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

第38条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 第14条の2第1項第2号又は第3号に掲げる者

第38条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 職業能力開発促進法第15条の7第1項の職業訓練又は同法第24条第1項の認定に係る職業訓練（広告美術科又は広告美術仕上げ科に係るものに限る。）を修了した者
- 第38条第1項第5号中「有するもの」を「有する」に改める。

第47条の表中「北大東村」を「南大東村 北大東村」に、「竹富町」を「多良間村 竹富町 与那国町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和3年7月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法及び同条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

良好な景観を形成し、及び風致を維持するため、景観地区及び準景観地区を、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域とする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第129条」を「第128条の5」に改める。

第22条中「第112条第12項」を「第112条第18項」に改める。

第22条の2中「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に改める。

第22条の3中「第129条の2の2第2項」を「第129条の2第3項」に改める。

別表第5の22の項の次に次の3項を加える。

22の2 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
22の3 法第60条の2の2第1項第2号の規定による建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料	160,000円
22の4 法第60条の3第1項第3号の規定による建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第2項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	160,000円

別表第5の49の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第19条、第22条から第22条の3まで及び別表第5の49の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

都市計画に定められた地域地区内における建築物の高さ等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立宮古病院の項中「放射線科」を「放射線科 病理診断科」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立宮古病院に病理診断科を置く必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 沖縄県立那覇特別支援学校 那覇市寄宮2丁目3番30号 」 を
「 沖縄県立那覇特別支援学校 那覇市寄宮2丁目3番30号
沖縄県立那覇みらい支援学校 那覇市古波蔵4丁目10番17号 」 に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県立那覇みらい支援学校を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「4,057人」を「4,034人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,830人」を「1,851人」に改め、同表県立中学校の項中「47人」を「49人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,297人」を「10,482人」に改め、同表合計の項中「16,231人」を「16,416人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「金武町」を「金武町 伊江村」に、「北大東村」を「北大東村 伊平屋村 伊是名村」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては改正後の第2条の表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則に基づく市町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域部

第3条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域部においては、地域警察その他の警らに関する事務をつかさどる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

複雑化し、及び多様化する犯罪に適切に対処しつつ、県民からの幅広い要望に適切かつ的確に対応する体制を整備するため、警察本部に新たに地域部を置く必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第4条」に、「第3条—第6条」を「第5条—第8条」に、「第7条・第8条」を「第9条・第10条」に、「第9条・第10条」を「第11条・第12条」に、「第11条—第17条」を「第13条—第19条」に、

「第6章 雑則（第18条—第25条）
第7章 罰則（第26条—第28条）」

「第6章 勧告等（第20条—第22条）
を 第7章 雑則（第23条—第30条） に改める。

第8章 罰則（第31条—第33条） 」

第2条第10号中「もの」の次に「として公安委員会規則で定めるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(II) スノーケリング スノーケルを用いて、遊泳することをいう。

第28条を第33条とする。

第27条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第8条又は第17条第4項」を「第10条又は第20条第4項」に改め、同項第2号中「第13条第1項第7号又は第15条第1項第6号」を「第15条第1項第7号又は第17条第1項第6号（第18条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項第3号中「第17条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第11条第1項の規定による届出をしないで催物を開催した者

第27条第2項第2号中「第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項」を「第11条第1項、第12条第3項、第13条第1項又は第14条第3項」に改め、同項第3号中「第24条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第12条第3項又は第14条第3項の規定による届出をしなかった者

(4) 第13条第1項の規定による届出をしないで事業を営んだ者
第27条を第32条とする。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改め、第4号を第6号とし、同条第3号中「第16条第3項」を「第19条第3項」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第21条の規定による命令に違反した者

第26条第2号中「第16条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第7条第5項」を「第9条第5項」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第5条第4項（第12条第2項及び第14条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第26条を第31条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第25条を第30条とし、第21条から第24条までを5条ずつ繰り下げる。

第20条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 公安委員会は、スノーケリングに係る知識及び能力の向上を図るため、スノーケリングガイドに対する講習を行うことができる。

第20条を第25条とし、第19条を第24条とし、第18条を第23条とする。

第6章を第7章とする。

第17条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「第13条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に、「第15条第1項第1号から第5号まで」を「第17条第1項第1号から第5号まで（これらの規定を第18条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第3項中「第13条第1項第5号」を「第15条第1項第5号」に改め、同条第4項中「第13条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に、「第15条第1項第1号から第5号まで」を「第17条第1項第1号から第5号まで（これらの規定を第18条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「及び潜水者」を「、潜水者及びスノーケリング者」に改め、第5章中同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

（事業の停止等）

第21条 公安委員会は、第5条第1項及び第11条第1項の届出をした者並びに海域レ

ジャー業者が、この条例の規定に違反した場合において、水難事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該違反をした者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事業を営むことについて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が同条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海水浴場の廃止を命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第11条第1項の届出をした者が第12条第1項の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、催物の開催の中止を命ずることができる。
- 4 公安委員会は、海域レジャー業者が第14条第1項の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、事業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第22条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、沖縄県行政手続条例(平成7年沖縄県条例第28号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第16条第1項中「又は船舶職員法(昭和26年法律第149号)第18条の規定により乗り組んでいる海技従事者」を削り、同条第2項中「第12条第2項」を「第14条第4項」に、「第5条」を「第7条」に、「第11条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 勸告等

第15条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第1号中「潜水をし、」の次に「並びに」を、「案内し、」の次に「及び」を加え、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(潜水業者の規定の準用)

第18条 前条の規定は、第13条第1項の規定により同項第4号の事業に係る届出をした者(以下「スノーケリング業者」という。)について準用する。この場合において、前条中「潜水業者」とあるのは「スノーケリング業者」と、「潜水者」とあるのは「スノー

ケリング者」と、「ガイドダイバー」とあるのは「スノーケリングガイド」と、同条第1項第1号中「自ら潜水」とあるのは「自ら同伴」と、「潜水をする者」とあるのは「スノーケリングをする者」と、同項第2号中「潜水具」とあるのは「スノーケリング器具」と、同項第3号中「正常な潜水」とあるのは「正常なスノーケリング」と、「潜水技術」とあるのは「スノーケリング技術」と、「安全な潜水」とあるのは「安全なスノーケリング」と、「その者に潜水」とあるのは「その者にスノーケリング」と、同項第4号中「潜水を」とあるのは「スノーケリングを」と、同条第2項第1号中「潜水上」とあるのは「スノーケリング上」と読み替えるものとする。

第14条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第14条第4項」に、「第5条」を「第7条」に、「第11条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) プレジャーボート提供業者の事業に従事する者及び水難救助員の知識及び能力の向上を図ること。

第13条第3項中「第12条第2項」を「第14条第4項」に、「第5条」を「第7条」に、「第11条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条を第15条とする。

第12条第2項中「第5条の」を「第7条の」に、「第5条中「海水浴場」とあるのは「事業」を「第7条中「海水浴場を開設しよう」とあるのは「事業を営もう」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」と、「通知に係る海水浴場」とあるのは「通知に係る事業」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第4条」を「第6条」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第5条第3項の規定は、前条第1項の事業を営もうとする者について準用する。この場合において、第5条第3項中「海水浴場を開設して」とあるのは「事業を営んで」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2 第5条第4項の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第5条第4項中「第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「海水浴場を公衆の利用に供させ」とあるのは「事業を営ませ」と読み替えるものとする。

第12条を第14条とする。

第11条第1項第3号中「海域」の次に「又は内水域」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 特定の海域又は内水域においてスノーケリングをしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業

第11条を第13条とする。

第10条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「第5条」を「第7条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第4条」を「第6条」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第5条第3項の規定は、前条第1項の催物を開催しようとする者について準用する。

この場合において、第5条第3項中「海水浴場を開設」とあるのは「催物を開催」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「催物の開催」と読み替えるものとする。

- 2 第5条第4項の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第5条第4項中「第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「海水浴場を公衆の利用に供させ」とあるのは「催物を開催させ」と読み替えるものとする。

第4章中第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第3章中第8条を第10条とする。

- 第7条第3項第5号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 水難救助員の知識及び能力の向上を図ること。

第2章中第6条を第8条とする。

- 第5条中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条に次の2項を加える。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、海水浴場を開設してはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しな

い者

- (3) 第21条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。）
- (4) 第21条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に次条（第12条第3項及び第14条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止又は中止の届出をした者（廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。）で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (8) 法人でその役員のうち第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの
- 4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海水浴場を公衆の利用に供させてはならない。

第3条を第5条とし、第1章中第2条の次に次の2条を加える。

（県の責務）

第3条 県は、水難事故の防止に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携及び協力を図るものとする。

3 県は、市町村が水難事故の防止に関する施策を実施しようとする場合には、技術的な

助言その他の支援を行うものとする。

- 4 県は、海域及び内水域の安全な利用に関し、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(海域等利用者等の責務)

第4条 海域等利用者は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等のための遊泳、潜水等及びプレジャーボートの利用、漁業並びに工事等の作業が常に水難事故の危険を伴うものであることを認識し、海域及び内水域の安全な利用に努めるものとする。

- 2 県民は、水難事故が発生していると認められる場合又は発生するおそれが明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を採るよう努めるものとする。
- 3 県民は、県が実施する水難事故の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項第4号に掲げる事業に該当する事業を営む者については、この条例の施行の日において改正後の条例第18条のスノーケリング業者とみなして、同条の規定により読み替えて準用する改正後の条例第17条第1項第2号から第4号まで及び第6号並びに同条第2項第1号並びに改正後の条例第24条、第26条第2項及び第29条の規定を適用する。
- 3 前項の規定によりスノーケリング業者とみなされる者は、改正後の条例第13条第1項第4号の事業に関し同号の事業を営もうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業を営もうとする日の10日前」とあるのは、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年沖縄県条例第 号）の施行の日から6月を経過する日」とする。
- 4 改正後の条例第25条第3項の講習は、この条例の施行の日前においても、同項の規定

の例により行うことができる。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、水難事故の防止に関する施策その他所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

工事請負契約について

陽明高校校舎改築工事（建築1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 陽明高校校舎改築工事（建築1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,437,191,800円
- 4 契約の相手方 名護市港二丁目6番5号
株式会社屋部土建・南洋土建株式会社・株式会社高橋土建特定建設工
事共同企業体
代表者 株式会社屋部土建 代表取締役 津波達也
南洋土建株式会社 代表取締役 比嘉森廣
株式会社高橋土建 代表取締役 玉城俊夫

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

陽明高校校舎改築工事（建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約について

陽明高校校舎改築工事（建築2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 陽明高校校舎改築工事（建築2工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,038,840,000円
- 4 契約の相手方 浦添市勢理客四丁目18番5号
株式会社大城組・株式会社大興建設・株式会社りゅうせき建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大城組 代表取締役 仲西聰
株式会社大興建設 代表取締役 島袋利貞
株式会社りゅうせき建設 代表取締役 安慶名健

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

陽明高校校舎改築工事（建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第24号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和2年第7回沖縄県議会（定例会）で乙第14号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,171,298,700円」を「1,210,645,700円」に変更する。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

警察無線機として配備する I P R 形移動用無線機（車載用）、I P R 形移動用無線機（携帯用）及び I P R 形オートバイ用無線機を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 I P R 形移動用無線機（車載用）、I P R 形移動用無線機（携帯用）
及び I P R 形オートバイ用無線機
- 2 数 量 I P R 形移動用無線機（車載用）98組、I P R 形移動用無線機（携帯用）87組、I P R 形オートバイ用無線機11組
- 3 契約金額 153,329,440円
- 4 契約の相手方 那覇市久茂地3丁目21番1号國場ビル
三菱電機株式会社沖縄支店 支店長 吉田賢二

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

警察無線機として配備する I P R 形移動用無線機（車載用）、I P R 形移動用無線機（携帯用）及び I P R 形オートバイ用無線機の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告 別表のとおり

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。

(2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	入居者の住所	入居者の氏名
1		
2		

財産損傷事故に関する和解等について

財産損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事故名 [REDACTED] において県が設置する教職員住宅の電気設備の故障による入居者の財産損傷事故
- 2 当事者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和2年8月20日
- 4 事故発生場所 [REDACTED]
- 5 損害賠償額 16,720円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

財産損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、[REDACTED]において県が設置する教職員住宅の電気設備の故障による入居者の財産損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る電気設備の設置又は保存に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額16,720円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

交通事故に関する和解等について

交通事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における交通事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県



- 3 事故発生年月日 平成28年3月8日
- 4 事故発生場所 読谷村字座喜味3190番地ふく薬品よみたん店先県道6号線上
- 5 損害賠償額 11,909,900円
- 6 和解内容 別紙1及び別紙2のとおり

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

交通事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額7,399,900円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙

丙

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲と乙は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として総額9,308,229円のうち、甲は4,510,000円の賠償義務があることを認め、乙は4,798,229円の賠償義務があることを認める。
- 2 丙は、甲及び乙が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に丙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

交通事故に関する和解等について

交通事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事故名 職員の公務執行中における交通事故
- 2 当事者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県



- 3 事故発生年月日 平成30年1月7日
- 4 事故発生場所 名護市宮里三丁目29番17号仲村方先国道58号上
- 5 損害賠償額 10,287,912円
- 6 和解内容 別紙1から別紙3までのとおり

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

交通事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額251,261円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額1,452,678円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙

丙

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲と乙は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として総額11,596,436円のうち、甲は8,583,973円の賠償義務があることを認め、乙は3,012,463円の賠償義務があることを認める。
- 2 丙は、甲及び乙が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に丙に対し支払われたことを認める。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事故名 [REDACTED] 駐車場において県が設置する教職員住宅の網戸が落下したことによる車両損傷事故
- 2 当事者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和2年8月13日
- 4 事故発生場所 [REDACTED]
駐車場
- 5 損害賠償額 245,981円
- 6 和解内容 別紙1及び別紙2のとおり

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、[REDACTED] 駐車場において
県が設置する教職員住宅の網戸が落下したことによる車両損傷事故について、次の
とおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る網戸の設置又は保存に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額148,803円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、[REDACTED] 駐車場において
県が設置する教職員住宅の網戸が落下したことによる車両損傷事故について、次の
とおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る網戸の設置又は保存に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額97,178円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県立島尻特別支援学校における県が設置したテントによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和2年7月15日
- 4 事故発生場所 八重瀬町字友寄160番地県立島尻特別支援学校駐車場
- 5 損害賠償額 318,000円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 XXXXXXXXXX

上記当事者間において、県立島尻特別支援学校における県が設置したテントによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係るテントの設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額318,000円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 沖縄警察署の駐車場における車両損傷事故

2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]

3 事故発生年月日 令和2年6月6日

4 事故発生場所 沖縄市山里二丁目4番20号沖縄警察署駐車場

5 損害賠償額 124,500円

6 和解内容 別紙のとおり

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 

上記当事者間において、沖縄警察署の駐車場における車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る警察署施設の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額124,500円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 浦添警察署の駐車場における車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和2年7月30日
- 4 事故発生場所 浦添市仲間二丁目51番1号浦添警察署駐車場
- 5 損害賠償額 25,000円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 XXXXXXXXXX

上記当事者間において、浦添警察署の駐車場における車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る警察署施設の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額25,000円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者となる団体 本部町字石川888番地
一般財団法人沖縄美ら島財団
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

包括外部監査契約の締結について

次のように包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 官里猛
資格 弁護士

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

県道の路線の認定について

県道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第7条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

認定する路線

路線名	起点	道路法第7条 第1項該当号
	終点	
慶良間空港阿嘉線	慶良間空港	第6号
	阿嘉漁港	

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県道の路線を認定するには、道路法第7条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により、沖縄県立看護大学の設置及び管理を行わせるため、次のとおり定款を定め、公立大学法人沖縄県立看護大学を設立する。

公立大学法人沖縄県立看護大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員及び職員（第8条—第14条）
- 第3章 理事会（第15条—第18条）
- 第4章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第19条—第22条）
 - 第2節 教育研究審議会（第23条—第26条）
- 第5章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
- 第6章 資本金等（第29条・第30条）
- 第7章 規程への委任（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成し、及び看護に関する高度な専門的知識や技術を修得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践することができる人材の育成を図るとともに、看護の教育、研究及び実践の中核機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」とい

う。)とする。

(大学の名称及び所在地)

第3条 法人が設置及び管理を行う大学の名称は、沖縄県立看護大学（第19条第2項第3号、第23条第3項及び附則第2項を除き、以下「大学」という。）とする。

2 大学の所在地は、那覇市与儀1丁目24番1号とする。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、沖縄県とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人の事務所の所在地は、那覇市とする。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、沖縄県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により、沖縄県公報に登載し、又はインターネットを利用することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、沖縄県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他沖縄県の規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となる。

2 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、知事が行う。

3 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各3人をもって構成する会議（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行うものとする。

(1) 第19条第1項に規定する経営審議会の委員（理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第23条第1項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 理事長選考会議の委員には、法人の役員（その最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかった理事を除く。）又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、理事長選考会議を主宰する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第12条 監事は、知事が任命する。

（役員任期）

第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期

の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認日をいう。）までとする。
- 4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときは、当該理事は、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなして、第11条第2項の規定を適用する。

（職員の任命等）

第14条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務、任命その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

第3章 理事会

（設置及び構成）

第15条 法人に理事長及び理事をもって組織する理事会を置く。

（招集）

第16条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 2人以上の理事が会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 4 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第18条 理事長は、次の事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法人が法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意

見をいう。第22条第1号及び第26条第1号において同じ。)及び年度計画(法第27条第1項に規定する年度計画をいう。第22条第2号及び第26条第2号において同じ。)に関する事項

- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な法人の規程の制定及び改廃に関する事項
- (6) 職員の人事並びに評価の方針及び基準に関する事項
- (7) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

第4章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員6人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事又は法人の規程で定める職員
- (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第3号に掲げる委員は、2人とする。

4 経営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である経営審議会の委員の任期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である経営審議会の委員の任期は当該職員が第2項第2号に定める職から異動する時までとする。

5 経営審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 経営審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 2人以上の経営審議会の委員が会議の目的である事項を示して経営審議会の招集を請求したときは、理事長は、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。第26条第2号において同じ。）及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する法人の規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 大学に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員及び次項に規定する委員6人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 法人の規程で定める学部、研究科等の教育研究上の重要な組織の長

- (4) 学長が指名する法人の規程で定める職員
- 3 学長は、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものを教育研究審議会の委員として任命することができる。
- 4 前項の規定により任命された委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 教育研究審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 2人以上の教育研究審議会の委員が会議の目的である事項を示して教育研究審議会の招集を請求したときは、学長は、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第25条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第5章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の設置及び管理を行うこと。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第28条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書で定める。

第6章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、その設立に際し、沖縄県が出資する額の合計額とする。

2 前項の規定により沖縄県が出資の目的として出資する別表第1に掲げる土地及び別表第2に掲げる建物の価額は、出資の日現在における時価を基準として沖縄県が評価した価額の合計額とする。

3 法人は、沖縄県の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、沖縄県に帰属する。

第7章 規程への委任

第31条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の学長となる理事長の任命及び任期に関する特例)
- 2 学長となる理事長の法人の成立後最初の任命については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから知事が行う。
- 3 前項の規定により学長となる理事長に任命された者の任期は、3年とする。

別表第1 (第29条関係)

資産の種別	所在地	地目	地積 (㎡)
土地	那覇市与儀1丁目196番	宅地	15,850.26

別表第2 (第29条関係)

資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)
建物	校舎	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根地下1階付4階建	8,229.61
	研究・福利棟	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき地下1階付3階建	3,141.93
	体育館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき2階建	1,285.41
	附属図書館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート	2,878.00

			ト屋根瓦重ねぶ き2階建	
ポンプ室	那覇市与儀1丁目 196番地		鉄筋コンクリー ト造コンクリー ト屋根平屋建	21.84
ガスメーター 室	那覇市与儀1丁目 196番地		鉄筋コンクリー ト造陸屋根平屋 建	4.20

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立看護大学を設立するため、定款を定めるには、地方独立行政法人法第7条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

副知事の選任について

下記の者を沖縄県副知事に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 照 屋 義 実

生年月日 [REDACTED]

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

副知事の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

下記の者を沖縄海区漁業調整委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 赤 嶺 博 之

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 池 田 博

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 伊良波 宏 紀

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 上 原 亀 一

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 城 和 夫

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 嶺 嘉 昭

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 当 真 聡

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 八 前 隆 一

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 山 内 得 信

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 谷 健 太 郎

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 新 立 弘 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 藤 田 喜 久

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 山 川 彩 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 天 方 徹

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 城 間 恒 浩

生年月日 [REDACTED]

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

海区漁業調整委員会委員15人が令和3年3月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、漁業法第138条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第11号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年12月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第11号）

令和2年度沖縄県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に3,473,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ898,339,316千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 281,508,471	千円 2,778,880	千円 284,287,351
	2 国庫補助金	231,150,884	2,778,880	233,929,764
14 繰越金		440,953	694,720	1,135,673
	1 繰越金	440,953	694,720	1,135,673
歳 入 合 計		894,865,716	3,473,600	898,339,316
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 99,116,074	千円 3,473,600	千円 102,589,674
	2 工鉦業費	86,482,058	3,473,600	89,955,658
歳 出 合 計		894,865,716	3,473,600	898,339,316

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年1月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）

令和2年度沖縄県一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に530,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ898,869,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 284,287,351	千円 530,000	千円 284,817,351
	2 国庫補助金	233,929,764	530,000	234,459,764
歳 入 合 計		898,339,316	530,000	898,869,316

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		千円 102,589,674	千円 530,000	千円 103,119,674
	3 観 光 費	8,080,903	530,000	8,610,903
歳 出 合 計		898,339,316	530,000	898,869,316

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第13号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年1月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第13号）

令和2年度沖縄県一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に6,741,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ905,610,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 284,817,351	千円 5,393,216	千円 290,210,567
	2 国庫補助金	234,459,764	5,393,216	239,852,980
13 繰入金		31,895,676	953,389	32,849,065
	2 基金繰入金	31,616,771	953,389	32,570,160
14 繰越金		1,135,673	394,915	1,530,588
	1 繰越金	1,135,673	394,915	1,530,588
歳 入 合 計		898,869,316	6,741,520	905,610,836
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 103,119,674	千円 6,741,520	千円 109,861,194
	2 工鉦業費	89,955,658	6,741,520	96,697,178
歳 出 合 計		898,869,316	6,741,520	905,610,836

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第14号）

令和2年度沖縄県一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に8,327,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ913,938,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 290,210,567	千円 6,662,208	千円 296,872,775
	2 国庫補助金	239,852,980	6,662,208	246,515,188
13 繰入金		32,849,065	1,665,552	34,514,617
	2 基金繰入金	32,570,160	1,665,552	34,235,712
歳 入 合 計		905,610,836	8,327,760	913,938,596
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 109,861,194	千円 8,327,760	千円 118,188,954
	2 工鉦業費	96,697,178	8,327,760	105,024,938
歳 出 合 計		905,610,836	8,327,760	913,938,596